

(社)千葉県浄化槽検査センター  
浄化槽法定検査実施要領

1 目的

この要領は、社団法人千葉県浄化槽検査センター（以下「検査センター」という。）が実施する浄化槽法第7条の規定による設置後の水質検査（以下「7条検査」という。）及び第11条の規定による定期検査（以下「11条検査」という。）の方法、項目その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 検査制度の周知徹底

検査センターは、浄化槽管理者等に対し、検査制度の周知徹底を図るため、千葉県・市町村、一般社団法人千葉県浄化槽協会及び社団法人千葉県環境保全センターと連携し、広報活動を推進するものとする。

3 検査実施計画

検査は、浄化槽管理者又は検査に係る手続きの委託を受けた者からの依頼により行うものとし、検査を円滑に実施するため、次の各号に掲げる事項に留意し検査実施計画を作成するものとする。

(1) 浄化槽管理者に対し、7条検査については浄化槽の使用開始予定日から3月経過後、11条検査については前年度の検査実施月の1月前を目安に受検案内を送付する。

なお、検査依頼のない場合においては、適宜、督促を行い、検査実施の確保・徹底に努める。

(2) 検査依頼を受けたときは、直ちに必要事項を検査台帳に記入し、法令に定める実施時期に留意し検査実施計画を作成する。

(3) 検査日程の決定に当たっては、浄化槽管理者の在宅日を優先し協議・調整する。

(4) できる限り地域を集中させるなどにより、効率的な検査実施に努める。

4 検査台帳の整備

(1) 検査センターは、浄化槽設置者から提出される検査依頼書等の浄化槽の設置状況等に関する情報をもとに、浄化槽管理システムにより検査台帳を整備する。

(2) 検査台帳には次の事項を記録する。

①浄化槽管理者の住所・氏名、設置場所、処理方式及び処理対象人員等の浄化槽の設置状況等に関する基本情報

②検査依頼の受付日、検査日及び判定結果等の検査に関する履歴情報

(3) 検査台帳は永久保存とする。

5 検査員

検査員は、検査センターの職員又は雇員であって、環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号に規定する浄化槽の検査に関する専門的知識、技能に資する検査員講習会の課程を修了した者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者とする。

## 6 検査の実施

- (1) 検査の項目は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての外観検査、放流水等についての水質検査並びに保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査とし、検査の実施及び検査結果の判定については、別添「検査の方法及び検査結果の判定等」により行う。
- (2) 検査は、原則として当該浄化槽の設置場所において検査員が行う。なお、生物化学的酸素要求量（BOD）に関する水質検査については、採取した試料を所定の分析機関に搬入し行う。
- (3) 11条検査のうち、検査の効率化を図るために導入したBODの測定を主体とする検査（以下「11条BOD検査」という。）については、別に定める「11条BOD検査に係る実施要項」によるものとする。

## 7 検査票

- (1) 検査票は、7条検査の際に用いる「設置検査票」（別記様式第1）、11条検査の際に用いる「維持管理検査票」（別記様式第2）及び浄化槽管理者に交付する「検査結果書」（別記様式第3及び第4）とする。
- (2) 設置検査票及び維持管理検査票は、検査員が検査の際に検査結果等を記録し、検査終了後、検査センターにおいて3年間保存する。
- (3) 検査結果書は、検査結果の判定のほか、改善が望ましい又は改善を要すると認められる事項、維持管理に当たって留意すべき事項等を記入し、速やかに浄化槽管理者に交付するとともに、検査センターにおいてその写しを3年間保存する。

## 8 検査に際しての留意事項

- (1) 検査を確実かつ効率的に行うために、あらかじめ検査の日時、立会者等について浄化槽管理者又は代理人と連絡を密にしておくこと。
- (2) 検査員は、「身分証明書」（別記様式第5）を携帯し、検査に際して関係者に提示すること。
- (3) 検査員及び関係職員は、検査に当たって関係者とトラブルを生じることのないよう、その言動に十分留意すること。
- (4) 水質検査において有害物質を含む試薬を使用した場合は、その廃液を必ず持ち帰り、関係法令上遺漏のないよう取り扱うこと。
- (5) 検査に当たっては、酸欠や有害ガスの危険防止に十分留意するとともに、検査終了の都度、手指及び検査器材の洗浄・消毒を行う等防疫上の措置を講じること。
- (6) 水質検査において、試料の採水は原則として流水状態で行うこと。
- (7) 浄化槽管理者の承諾を得たうえで、検査の実施状況を写真撮影し、検査の実施記録として保存すること。
- (8) 検査終了後、「検査実施連絡票」（別記様式第6）により、検査実施状況等を浄化槽管理者に説明すること。また、「法定検査済証」（別記様式第7）を交付し、浄化槽管理者の同意を得たうえで見やすい場所に貼付すること。

## 9 検査後の措置

- (1) 検査終了後速やかに検査結果書を作成し、浄化槽管理者に交付するとともに、検査の結果、浄化槽の構造若しくは工事又は保守点検若しくは清掃が不適正であると認められる場合は、当該浄化槽管理者に対し速やかに対策を講じるよう助言するものとする。
- (2) 検査員は、当日の検査実施状況についてグループ長に報告し、検査票の記載内容のチェックを受けるものとする。
- (3) 毎月末までにその前月中に実施した検査の実施状況について、「浄化槽検査結果報告書」(別記様式第8及び第9)により、浄化槽の設置場所を管轄する特定行政庁、千葉県知事、千葉市長、船橋市長及び柏市長に報告するものとする。この場合、不適正と判定された浄化槽については、当該検査結果書の写しを添付するものとする。

なお、検査の結果、改善指導に緊急を要すると認められる場合は、その都度、速やかに関係行政機関に通知するものとする。
- (4) 検査員は、不適正事例での改善対策や判定方法等について、知見の集積に努めるものとする。

## 附則

この要領は、平成 5年 4月 1日から適用する

この要領は、平成18年 1月 1日から適用する

この要領は、平成20年 4月 1日から適用する

この要領は、平成24年 4月 1日から適用する。